

令和 6 年度の秋田地方裁判所及び管内各簡易裁判所における
裁判事務の分配等について

令和 5 年 12 月 14 日裁判官会議決議
(令和 6 年 1 月 16 日応急措置)
(令和 6 年 3 月 14 日改正)

第 1 本庁

1 裁判官の配置

(1) 民事第一部

(部の事務の総括者)	判	事 作 原 れい子
	判	事 鷺 坂 計 知 (填補)
	判	事 仲 田 憲 史
	判	事 太 田 慎 吾
	判事補 (特例)	若 園 怜
	判 事 補	川 畑 百 代
	判 事 補	木 俣 哲

(2) 民事第二部

(部の事務の総括者)	判	事 見 米 正
	判	事 作 原 れい子
	判	事 鷺 坂 計 知 (填補)
	判	事 仲 田 憲 史
	判	事 太 田 慎 吾
	判事補 (特例)	若 園 怜
	判 事 補	川 畑 百 代
	判 事 補	木 俣 哲

(3) 刑事部

(部の事務の総括者)	判	事 岡 田 龍太郎
------------	---	-----------

判事 仲田 憲史
判事 太田 慎吾
判事補（特例） 早見 元輝（填補）
判事補（特例） 若園 恵
判事補 川畑 百代
判事補 木俣 哲

2 裁判事務の分配

- (1) 民事事件及び行政事件のうち、次に掲げるものは、民事第一部に分配する。
 - ア 訴訟事件、控訴事件及び抗告事件
 - イ 調停事件及び労働審判事件
 - ウ 民事第一部のした裁判に関する、上告受理事件、飛躍上告受理事件、抗告受理事件及び再審事件
 - エ アからウまでの事件に付隨し、その事件の担当裁判所の権限に属する雑事件
- (2) 民事事件及び行政事件のうち、前記以外のものは、民事第二部に分配する。
- (3) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律所定の裁判員等選任手続における異議審については、民事第一部又は同第二部に分配する。
- (4) 刑事事件は、刑事部に分配する。ただし、訴訟法上の令状請求事件及びこれに準ずる事件のうち、休日又は夜間に受理されて、緊急に処理することを要するものは、本庁及び秋田簡易裁判所所属の裁判官の協議により定める要領により、所長を除いて、本庁及び秋田簡易裁判所所属の裁判官が分担する。
なお、心神喪失者等医療観察法に関する事件は、刑事部に分配する。
- (5) 支部における勾留状発付後の被疑者国選弁護人選任請求、勾留状発付後の

職権選任、勾留状発付後の複数選任及び解任の事務並びにみなし勾留中の被疑者国選弁護人選任手続のうち、逆送決定後の選任請求、逆送決定後の職権選任、逆送決定後の複数選任、解任及び解任後の国選弁護人選任の事務は、刑事部（休日又は夜間に受理されて、緊急に処理することを要するものは、前記(4)のただし書の例による。）で処理する。ただし、勾留状発付後の被疑者国選弁護人選任請求以外の事務及びみなし勾留中の被疑者国選弁護人選任手続のうち、逆送決定後の選任請求以外の事務については、当該勾留状を発付した支部又は逆送決定の告知手続をした支部で処理することを妨げるものではない。

- (6) 支部における犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受の原記録の保管事務は本庁において取り扱うこととし、傍受の原記録の保管事務は刑事部の事務総括者たる裁判官に分配する。
- (7) 民事第一部又は同第二部に配置された裁判官に対する除斥及び忌避申立事件は、刑事部に分配し、刑事部に配置された裁判官に対する忌避申立事件は、民事第一部に分配する。
- (8) 各部に分配された事件の、各裁判官に分配する事件の区分及び分配の割合は、その部の裁判官の協議による。

3 裁判官に差し支えのあるときの代理順序

- (1) 合議事件において、部の事務を総括する裁判官に差し支えがあるときは、同じ部の裁判官が、権限の制約を受けない範囲で、配置の順序に従い、代理して裁判長になる。
- (2) その他の場合において、裁判官に差し支えがあるときは、同じ部の裁判官が、権限の制約を受けない範囲で、その部の裁判官の協議により定める順序で代理する。
- (3) 一つの部の裁判官の全員に差し支えがあるとき、又はその部の裁判官の一部に差し支えがあるため、その部において合議体を構成できないときは、民

事第一部及び民事第二部については刑事部の裁判官が、また、刑事部については民事第一部の裁判官が、それぞれ、その代理者を出す部の裁判官の協議により定める順序で代理する。

- (4) 一つの部の裁判官において代理できない事情があるときは、民事第一部及び民事第二部については刑事部の裁判官が、また、刑事部については民事第一部又は民事第二部の裁判官が、それぞれ、その代理者を出す部の裁判官の協議により定める順序に従い、代理する。ただし、民事第二部の裁判官に差し支えがあつて刑事部の裁判官が代理する場合において、配偶者暴力等に関する保護命令事件を処理するときは、仲田裁判官が代理して処理する。
- (5) 令状請求事件等について、前記の定めにより民事第一部の裁判官が刑事部の裁判官を代理するときは、その取扱いを円滑にするために、両部の裁判官が協議をして、あらかじめその運用方法を定めておくことができる。
- (6) 部の事務の総括者は、合議体を構成するために他の部の裁判官を代理するときは、(1)の定めにかかわらず、自ら裁判長となることができる。

第2 各支部

1 裁判官の配置

(1) 能代支部

(支部長)	判	事	鷺	坂	計	知
	判事補 (特例)	早	見	元	輝	(填補)

(2) 本荘支部

(支部長)	判	事	太	田	慎	吾
-------	---	---	---	---	---	---

(3) 大館支部

(支部長)	判	事	渡	邊	充	昭		
	判事補 (特例)	早	見	元	輝			
	判	事	補	川	畑	百	代	(填補)
	判	事	補	木	俣	哲	(填補)	

(4) 横手支部

(支部長) 判 事 木 口 麻 衣

(5) 大曲支部

(支部長) 判 事 高 嶋 謙
判 事 木 口 麻 衣 (填補)
判 事 補 川 畑 百 代 (填補)
判 事 補 木 俣 哲 (填補)

2 裁判官に差し支えのあるときの代理順序

(1) 次の各支部においては、左欄に掲げる裁判官に差し支えがあるときは、それぞれその右欄に掲げる裁判官が（順位の記載のある場合にはその順位に従って）代理する。

支 部	担 当 裁 判 官	代 理 裁 判 官
能代支部	鷺 坂 裁判官	早 見 裁判官 (大館支部) 第 1 順位
		渡 邇 裁判官 (大館支部) 第 2 順位
本荘支部	太 田 裁判官	仲 田 裁判官 (本庁) 第 1 順位
		鷺 坂 裁判官 (能代支部) 第 2 順位
横手支部	木 口 裁判官	高 嶋 裁判官 (大曲支部)

(2) 大館及び大曲各支部

ア 合議事件において、支部長である裁判官に差し支えがあるときは、第2の1で支部長の次に掲げる裁判官が代理して裁判長になる。

イ その他の場合において、裁判官に差し支えがあるときは、当該支部に配置された裁判官が、権限の制約を受けない範囲で、その裁判官の協議により定める順序で相互に代理する。

(3) (1)及び(2)の規定により代理をすべき裁判官に差し支えがある場合、又は合議体を構成すべき裁判官が欠ける場合には、その期間が3日を超えないときに限り、所長において、関係裁判官の意見を聴いた上、填補すべき裁判官を指名することができる。

第3 各簡易裁判所

1 裁判官の配置

(1) 秋田簡易裁判所

(司法行政事務掌理者) 簡易裁判所判事 見 米 正
簡易裁判所判事 岡 田 龍太郎
簡易裁判所判事 仲 田 憲 史
簡易裁判所判事 太 田 慎 吾
簡易裁判所判事 若 園 怜
簡易裁判所判事 川 畑 百 代
簡易裁判所判事 今 野 敏 幸
簡易裁判所判事 鶩 坂 計 知 (職務代行)

(2) 男鹿簡易裁判所

(司法行政事務掌理者) 簡易裁判所判事 川 畑 百 代
簡易裁判所判事 今 野 敏 幸 (職務代行)

(3) 能代簡易裁判所

(司法行政事務掌理者) 簡易裁判所判事 鶩 坂 計 知
簡易裁判所判事 早 見 元 輝 (職務代行)

(4) 本荘簡易裁判所

(司法行政事務掌理者) 簡易裁判所判事 太 田 慎 吾

簡易裁判所判事 今野敏幸（職務代行）

(5) 大館簡易裁判所

（司法行政事務掌理者）簡易裁判所判事 渡邊充昭

簡易裁判所判事 早見元輝

(6) 鹿角簡易裁判所

（司法行政事務掌理者）簡易裁判所判事 渡邊充昭

簡易裁判所判事 早見元輝（職務代行）

(7) 横手簡易裁判所

（司法行政事務掌理者）簡易裁判所判事 木口麻衣

簡易裁判所判事 森本暁史

(8) 湯沢簡易裁判所

（司法行政事務掌理者）簡易裁判所判事 森本暁史

簡易裁判所判事 木口麻衣（職務代行）

(9) 大曲簡易裁判所

（司法行政事務掌理者）簡易裁判所判事 高嶋諒

簡易裁判所判事 森本暁史（職務代行）

簡易裁判所判事 今野敏幸（職務代行）

(10) 角館簡易裁判所

（司法行政事務掌理者）簡易裁判所判事 高嶋諒

簡易裁判所判事 川畑百代（職務代行）

2 裁判事務の分配

(1) 秋田簡易裁判所

ア 民事訴訟事件は、その4分の3を今野裁判官に、その4分の1を川畑裁判官に分配する。

イ 調停事件は、今野裁判官に分配する。

ウ 民事保全事件は、今野裁判官に分配する。

エ 刑事訴訟事件は、岡田裁判官に分配する。

オ 略式事件、略式裁判に対する正式裁判の請求及び支払督促に関する事件は、配置された裁判官が協議して定める割合で裁判官に分配する。

カ その他の事件は、今野裁判官に分配する。

キ 秋田県内の各簡易裁判所における勾留状発付後の被疑者国選弁護人選任請求、勾留状発付後の職権選任、勾留状発付後の複数選任、解任及び解任後の国選弁護人選任の事務の処理については、秋田簡易裁判所に配置された裁判官が協議して定める割合で各裁判官が処理する。ただし、勾留状発付後の被疑者国選弁護人選任請求以外の事務については、当該勾留状を発付した簡易裁判所で処理することを妨げるものではない。

(2) 本荘簡易裁判所

ア 民事訴訟事件は、太田裁判官に分配する。

イ その他の事件は、今野裁判官に分配する。

(3) 大館簡易裁判所

ア 調停事件、公職選挙法違反の罪についての略式事件及びその他の罪についての正式裁判申立事件は、渡邊裁判官に分配する。

イ その他の事件は、早見裁判官に分配する。

(4) 大曲簡易裁判所

ア 民事訴訟事件、調停事件、刑事訴訟事件及び略式裁判に対する正式裁判の請求は、森本裁判官に分配する。

イ 民事保全事件及びその他の事件（刑事に関する事件を含む。）は、高嶋裁判官に分配する。

(5) その他の各簡易裁判所

公職選挙法違反の罪についての略式事件及びその他の罪についての正式裁判申立事件は、次の右欄に掲げる裁判官に分配し、その他の事件は、それぞれその左欄に掲げる裁判官に分配する。

男鹿簡易裁判所	川 畑 裁判官	今 野 裁判官
能代簡易裁判所	鷺 坂 裁判官	早 見 裁判官
鹿角簡易裁判所	渡 邊 裁判官	早 見 裁判官
横手簡易裁判所	森 本 裁判官	木 口 裁判官
湯沢簡易裁判所	森 本 裁判官	木 口 裁判官
角館簡易裁判所	高 嶋 裁判官	川 畑 裁判官

(6) 訴訟法上の令状請求事件及びこれに準ずる事件の分配については、前記(1)から(5)の定めにかかわらず、その裁判所に配置された裁判官の協議により、異なる取扱いをすることができる（秋田簡易裁判所においては、更に第1の2の(4)の要領に従う。）。

3 裁判官に差し支えのあるときの代理順序

(1) 秋田簡易裁判所

裁判官に差し支えがあるときは、前記1の(1)において、その裁判官の次に掲げる裁判官（今野裁判官については川畠裁判官）が、順次代理する。

(2) 本荘簡易裁判所

裁判官に差し支えがあるときは、太田裁判官と今野裁判官が、相互に代理する。

(3) 大館簡易裁判所

裁判官に差し支えがあるときは、渡邊裁判官と早見裁判官が、相互に代理する。

(4) 大曲簡易裁判所

裁判官に差し支えがあるときは、森本裁判官と高嶋裁判官が、相互に代理する。ただし、森本裁判官に差し支えがあり、かつ、高嶋裁判官にも差し支えがあるときは、今野裁判官、木口裁判官が順次代理する。

(5) その他の各簡易裁判所

裁判官に差し支えがあるときは、前記2の(5)において、その左欄に掲げる

裁判官と、それぞれの右欄に掲げる裁判官が、相互に代理する。ただし、能代簡易裁判所においては、鷺坂裁判官に差し支えがあり、かつ、早見裁判官にも差し支えがあるときは、渡邊裁判官が、横手簡易裁判所においては、森本裁判官に差し支えがあり、かつ、木口裁判官にも差し支えがあるときは、高嶋裁判官がそれぞれ代理する。

- (6) 簡易裁判所において、その簡易裁判所の裁判官の全員に差し支えがある場合でも、同一所在地の地方裁判所の支部等に地方裁判所の裁判官が填補等のために在庁しているときは、その裁判官が代理する。
- (7) 第2の2の(3)の規定は、簡易裁判所の裁判官について、これを準用する。

第4 開廷日割

本庁及び各支部の開廷日割を末尾の別表のとおり定める。ただし、やむを得ない事情があるときは、この定めにかかわらず開廷することができる。

第5 司法行政事務の代理順序

- 1 所長に差し支えがあるときは、作原裁判官、岡田裁判官が、その順序で代理する。
- 2 部の事務を総括する裁判官に差し支えがあるときは、第1の1において、その裁判官の次に掲げる裁判官が代理する。
- 3 支部長に差し支えがあるときは、大館支部については早見裁判官、大曲支部については木口裁判官、その他の支部については第2の2の(1)で右欄に掲げる裁判官が、それぞれ代理する。
- 4 簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがあるときは、第3の1において、その裁判官の次に掲げる裁判官が代理する。

第6 調停主任裁判官

民事第一部、各支部及び各簡易裁判所に配置された裁判官を、その所属庁又は填補庁において調停事件を取り扱う調停主任裁判官に指定する。

第7 労働審判官

民事第一部に配置された裁判官のうち、判事及びその権限を有する判事補を労働審判事件を取り扱う労働審判官に指定する。

第8 被疑者国選弁護人選任請求等手続処理の際の填補及び職務代行

- 1 支部又は管内の簡易裁判所が休前日に被疑者段階の国選弁護人の選任請求を受理した後、国選弁護人の候補の指名通知を依頼したにもかかわらず、日本司法支援センター秋田地方事務所が同日中に指名通知することができなかつたときは、秋田地方裁判所又は秋田簡易裁判所の当直に選任手続の事務を引き継ぐ。
- 2 支部又は管内の簡易裁判所が休日に被疑者段階の国選弁護人の選任請求を受理し、日本司法支援センター宮城地方事務所へ国選弁護人の候補の指名通知を依頼した後は、秋田地方裁判所又は秋田簡易裁判所の当直に選任手続の事務を引き継ぐ。
- 3 1又は2の場合において、受理した庁が支部であるときは、一般令状請求事件処理裁判官（以下「令状裁判官」という。）が填補して処理をする。ただし、令状裁判官に地方裁判所裁判官の権限がない場合は、補完裁判官が填補して処理をする。受理した庁が簡易裁判所（秋田簡易裁判所を除く。）であるときは、令状裁判官は、選任請求を受理した簡易裁判所の職務を代行する。ただし、令状裁判官に簡易裁判所判事の発令がない場合は、補完裁判官が職務を代行する。

第9 補則

1 事件の回付

本庁の各部と支部との間、又は支部と支部との間においては、相互の協議により、事件を回付することができる。

2 応急措置

以上の定めにより難い事情が生じ、かつ、裁判官会議又は常置委員会を早急に開催することが困難なときは、所長が応急の措置を講ずる。

附 則

この定めは、令和6年1月1日から施行する。

附 則（令和6年1月16日改正分）

この定めは、令和6年1月16日から施行する。

附 則（令和6年3月14日改正分）

この定めは、令和6年4月1日から施行する。

(別表)

令和6年度秋田地方裁判所開廷日割

庁名	区分	月	火	水	木	金
本 庁	民事	合議		単独	単独	合議
	刑事	単独	単独	合議 単独	合議 単独	単独
能代支部	民事	単独		単独		
	刑事	単独		単独		
本荘支部	民事		単独		単独	
	刑事		単独		単独	
大館支部	民事		単独			合議
	刑事	単独				合議
横手支部	民事			単独		単独
	刑事	単独				
大曲支部	民事		単独		合議(第2、第4)	単独
	刑事		単独		合議(第2、第4)	単独